

# 11 一般社団法人北海道建築士事務所協会正会員慶弔規程

昭和59年11月 1日  
改正 平成16年 3月12日  
" 平成20年 3月13日  
" 平成24年 9月27日

正会員の慶事及び弔事にかかる贈呈金額基準を次のとおり定める。

## 慶 事

1	叙 勲 受 章	50,000円
2	褒 賞 受 章	50,000円
3	大 臣 表 彰	30,000円

## 弔 事

1	正 会 員 死 亡	香料10,000円、供花、弔電
2	正会員配偶者死亡	弔電
3	正会員の両親死亡（同居又はこれに準ずる者）	弔電

慶事及び弔事について、特別の事情があると認めるときは、会長が別に定める。

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

---

## 一般社団法人北海道建築士事務所協会事務局職員の弔事に関わる内規

制定 平成21年 9月 1日  
改正 平成24年 9月27日

事務局職員の弔事に関わる対応は、次のとおりとする。  
ただし、この内規により難しいときは、会長が別に定める。

### 1 事由

- (1) 職員の死亡
- (2) 職員の配偶者及び子の死亡
- (3) 職員の父母及び配偶者の父母の死亡

### 2 対応

弔電、供花及び香料(10,000円)をおくる。

この内規は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。